

無 断 転 用 は違法ですよ！！

農業委員会の許可なく「農地」を「農地以外」にした場合は、「無断転用」つまり「農地法違反」です。例えば以下の行為が違反となります。

- ① 農地に牛舎・D型ハウス・堆肥盤・住宅等を建てる
- ② 住宅用の太陽光パネルや、風力発電施設を建てる
- ③ 資材を置いたり、土砂を堆積したりすること
- ④ 植林をすること

※「農地」とは、農地法でいう農地を指します。

※農地転用の前に「農業振興地域」からの除外等の手続きが必要です。
農業振興地域内に太陽光パネルや風力発電施設は建てられません。

自分の土地であっても、農地に施設(牛舎や住宅等)を建設する場合等は、必ず事前に許可が必要となります。

また、申請から許可までおよそ3~4ヶ月かかる場合がありますので、早めの計画が必要となります。許可申請中である場合も工事に着手することはできません。

平成21年の「農地法改正」により、「違反転用」の罰則が厳しくなりました。
違反者には3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下の罰金)となります。

また、無許可あるいは許可前着手が行われた場合は、上記の罰則の他に、「原状回復(元の状態に戻す)」などの厳しい処分が科せられ、負担は相当大きくなります。

農地の転用について「手続きの方法」や「わからないこと」などございましたら、稚内市農業委員会へお問い合わせください。

稚内市農業委員会

事務局所在 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所2階 農政課内

直通電話 23-6481 番・FAX23-7999 番・E-Mail nogyo@city.wakkanai.hokkaido.jp